

平成 30 年 11 月 2 日

各 位

会 社 名 株式会社アクトコール
代 表 者 名 代表取締役 平井俊広
(コード番号：6064 東証マザーズ)
問 い 合 せ 先 執行役員 CFO 高橋砂衣
電 話 番 号 03 - 5312 - 2303

東京証券取引所による「公表措置」の実施及び「改善報告書」の提出請求について

当社は、株式会社東京証券取引所より、平成 30 年 11 月 2 日に有価証券上場規程第 508 条第 1 項第 1 号に基づき「公表措置」が実施され、同規程第 502 条第 1 項第 1 号に基づき「改善報告書」を提出するよう求められましたので、お知らせいたします。

当社は、株式会社東京証券取引所からの措置に対して、真摯に対応していく所存です。

記

当社は、平成 30 年 8 月 13 日、当社における不適切な会計処理に関する第三者委員会の調査報告書を開示し、同月 15 日、過年度の決算短信等の訂正を開示しました。また、同年 9 月 6 日に第三者委員会の追加報告書を開示しました。

これらにより、当社及び当社子会社は、不動産取引及び不動産フランチャイズ取引等の一部において、代表取締役社長及び専務取締役により、代表取締役社長又は代表取締役社長の関連会社からの資金提供により取引を実施していたことが判明しました。その結果、平成 25 年 11 月期第 2 四半期から平成 30 年 11 月期第 1 四半期までの決算短信等において、虚偽と認められる開示をしていたことが判明しました。

このような開示が行われた背景として、本件では主に以下の点が認められました。

- 適切な財務諸表の作成責任者である代表取締役社長が、会計処理の適切性に十分な注意を払わず、自身が関連する取引を安易に管理担当の専務取締役に一任し、また、専務取締役も、その取引の結果生じる会計処理の確認を十分に行っていなかったこと
- 代表取締役社長及び専務取締役が本件行為の中心的な役割を担い、これらの取引等の詳細を他の取締役等に対して明らかにしなかったなど、当社の内部統制に機能不全を生じさせていたこと
- その他の取締役は、不適切な会計処理が発生することとなった不動産取引において、その取引の帰趨について通常異常の注意を要する端緒があつたにもかかわらず、特段の法律上又は会計上の検討をせず、十分な監視・監督を果たせていなかったこと

以上を踏まえすと、本件は、開示された情報の内容に虚偽があることにより上場規則に違反しており、かつ、投資者の投資判断に相当な影響を与えるものであり、公表を要するものと認められることか

ら、公表措置が行われることになりました。

また、本件は、当社の適時開示を適切に行うための体制の不備に起因するものであり、当社の適時開示体制について改善の必要性が高いと認められることから、その経緯及び改善措置を記載した報告書の提出を求められることになりました。

なお、当社は、平成 30 年 10 月 15 日付「経営監視委員会の諮問を受けた経営責任の明確化及び再発防止策並びに今後の資本構成の方向性についてのお知らせ」にて公表いたしました再発防止策の実行を進めているところではありますが、株式会社東京証券取引所からの措置に対しても、真摯に対応していく所存です。

以上